

件名

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二百二十八条第一号及び第二号の規定に基づき金融経済教育推進機構が保有することができる有価証券及び預金を行うことができる金融機関を指定する件

○金融庁告示第 号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第二百二十八条第一号及び第二号の規定に基づき、金融経済教育推進機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を次のように指定する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

一 保有することができる有価証券

イ 地方債

ロ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

二 預金をすることができる金融機関

イ 銀行

ロ 長期信用銀行

ハ 全国を地区とする信用金庫連合会

二 全国信用協同組合連合会

ホ 労働金庫連合会

へ 農林中央金庫

ト 株式会社商工組合中央金庫